# 借上げ仮設住宅供与に関わる自治体の災害対応過程と課題の分析

Analyzing Disaster Response Process to Provide Private Rental Housing-Turned-Temporary Housing Units

> ○重川 希志依<sup>1</sup>,田中 聡<sup>1</sup> Kishie SHIGEKAWA and Satoshi TANAKA

1常葉大学大学院環境防災研究科

Graduate School of Disaster Research, Tokoha University

The Disaster Relief Act had been applied to renting private housings in the Great East Japan Earthquake. Thus, enormous amount of private rental housing-turned-temporary housing units were provided. Moreover, special measures were carried out to treat private rental housing which disaster victims found by themselves as temporary housing. Approximately 58,000 units had been provided nationwide. The present study adopted ethnographic interviews of prefectural and municipal government officials who involved in providing the private rental housing-turned-temporary housing. Using the interview data, the operational process was examined, and the problems were analyzed in the disaster response.

Keywords: temporary housing, rental housing, Disaster Relief Act, the Great East Japan Earthquake

### 1. はじめに

東日本大震災では災害救助法に基づく仮設住宅の供与において、従来のプレハブ仮設住宅の建設に加え、民間賃貸住宅を借り上げて仮設住宅として提供されており、その数はプレハブ仮設住宅を上回っている。民間賃貸住宅の借り上げは過去の震災でも実施されているが(阪神大震災139戸、新潟県中越地震177戸)、応急仮設住宅の建設戸数(阪神大震災48,300戸、新潟県中越地震3,460戸)に比べて非常に小さいものであり、今回の震災ではこれまでにない膨大な量が供給されて大きな役割を果たしたのが特徴である。

また従来の手順を踏まずに、被災者が自ら探した物件に関しても借上げ仮設住宅として扱う特例措置がとられ、被災地のみならず、全国で約5万8千戸の借上げ仮設住宅が供給された。本研究では、被災地内外において借上げ仮設住宅供与業務に携わった県ならびに市の自治体職員に対するエスノグラフィー調査を実施し、その災害対応過程を解明するとともに、現段階で明らかとなった課題ならびに本制度をより良いものとするために必要な改善点の分析を行う。

## 2. 研究の方法

本研究では、東日本大震災時に民間賃貸住宅の借上げ仮設住宅(以下借上げ仮設住宅)を被災者に供与する業務に携わった、宮城県名取市における参与観察ならびに、宮城県ならびに仙台市・名取市、さらに遠隔地で被災者に民賃借上げ仮設供与に携わった千葉県船橋市の職員に

表1 調査実施の概要

調査対象組織	調査対象者	調査日時
宮城県保健福祉部震 災援護室	仮設住宅調整第二班 室長,主任主査	H26.1.14
仙台市復興事業局生 活再建支援部	仮設住宅室室長	H26.1.14
名取市震災復興部	生活再建支援係	H24.8.21
船橋市建設局建築部	住宅政策課計画係 長,主事,計画係員	H25.11.25

対するエスノグラフィー調査を実施した。調査の概要を表1に示す。

### 3. 借上げ仮設住宅制度実施までの経過

### (1)制度実施に至る経緯

災害救助法に基づく応急仮設住宅は、過去の災害時には災害後に建築されるいわゆるプレハブ仮設住宅が主流であった。一方本法律によると応急仮設住宅は被災状況や地域の実情に応じ、民間賃貸住宅の借り上げにより設置しても差し支えないと記されており、阪神・淡路大震災(1995年)、新潟県中越地震(2004年)、岩手・宮城内陸地震(2008年)等の被災地では、借上げ仮設住宅が供与された実績がある。しかしながらいずれの場合も、プレハブ仮設住宅の補完的な措置として取り入れられたものであり、不動産関係団体などから提供された空き住宅の情報を、県を経由して市町村に提供し、市町村が入居者とマッチングをして契約を進めるもの(マッチング方式)であった。

しかしながら東日本大震災では、10 万戸を超える大量の仮設住宅の供与が必要であり、プレハブ仮設住宅の建設用地不足や工事期間の長期化などの課題に対応するためには、相当数を借上げ仮設住宅で賄う必要が生じた。

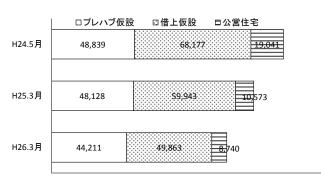


図 1 応急仮設住宅供与戸数(全国)

またそのためには、これまでのマッチング方式での供与ではとても対応しきれず、国において迅速な住宅提供を可能とする対応がとられた。その結果図 1 に示すとおり、プレハブ仮設住宅を上回る戸数の借上げ仮設住宅が供与されることとなった。

#### (2) 国における対応

### (a) 厚生労働省の対応

災害救助法を所管していた厚生労働省では、震災翌日 の3月12日に全国の都道府県に通知を出し、「避難所の 早期解消のため、応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸 住宅の借上げも可能であること」を、また3月19日付の 通知では、「応急仮設住宅の供与に当たっては、民間賃 貸住宅、空き家の借上げにより設置することも差支えな いこと」が周知された。4月30日には、岩手県・宮城 県・福島県知事あての通知が出され、県(県の委任を受け た市町村)が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合に、 災害救助法の適用となり国庫負担が行われることが明記 された。また発災以降に被災者名義で契約したものであ っても、その契約時以降、県等名義の契約に置き換えた 場合も、同様の措置がとられることとされた。国庫負担 対象経費は、敷金、礼金、仲介手数料、月ごとの家賃、 共益費及び管理費であり、借上げ予定期間は 2 年間とす るなど、具体的な条件が示された。この時点で従来のマ ッチング方式ではなく、被災者が自ら探し契約した物件 に関しても、県等の名義の契約に切り替えた上で借上げ 仮設住宅として扱うこととが可能となった。5月1日以 降に契約・入居がなされる場合は、先に被災者が契約を 結び、その後県等の契約に切り替える形式と、被災者が 契約前に希望物件を事前に県等に申請した上で、県等の 借り上げ契約がなされる形式がみられた。

### (b) 国土交通省の対応

国土交通省では、震災から4日後の3月15日に、全日本不動産協会をはじめとする不動産関係7団体に対して、被災者の住宅確保に関する協力要請の通知を発出した。その内容は、地方公共団体や被災者に対する入居可能な賃貸住宅情報の提供や無報酬での斡旋仲介等への協力を依頼するものであった。また同日には都道府県知事宛てに、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、被災者への相談・情報提供体制の充実や、貸主団体及び不動産業界関係団体への働きかけを求める通知が出された。

また3月28日には、国交省に設置された厚労省を含む11の関係省庁を構成員とする「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議」が国土交通省に設置され、その中で借上げ仮設住宅の円滑な提供を目的とした検討がなされた。3月28日より被災者向け公営住宅等情報センターにおいて、被災者に対する情報提供を開始したが、平成23年9月1日より問い合わせ件数の減少を踏まえ、受付体制を大幅に縮小した。

### 4. 地方公共団体における対応状況

#### (1) 宮城県の対応

### (a) 借上げ仮設住宅供与までの業務の流れ

宮城県では、平成20年岩手・宮城内陸地震時に、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅とする制度を実施した経験を有していたが、当時はマッチング方式による被災者への住宅供与方式であった。東日本大震災時当初はマッチング方式での住宅供与を想定しており、平成23年3月

22 日~24 日に、沿岸市町を対象とした説明会を開催し、4月8日付で市町村に通知を発出した。その後、4月30日付で厚生労働省から出された通知に基づき、5月13日付で市町村に改めて、切り替え方式による仮設住宅の供与を認める通知を出すこととなった。宮城県内では最大約26,000戸の借上げ仮設住宅が供与されたが、4月30日以前に自ら借りたケースは約1万件に上る。

### (b) 契約締結と支払業務

本制度では、宮城県、住宅所有者(管理会社等含む)、 入居者の三者契約を結ぶ必要があった。このため 26,000 件を超える個別の契約締結と、支払い業務に対応するこ ととなったが、県庁内の平常時のルールではとても対応 しきれない状況に陥った。平成23年9月の段階で、封も 開けられていない契約書が山積みとなり、切れ目なくか かってくる問い合わせや苦情電話処理と怒号の中で、執 務室では事務作業ができない状態だった。契約が締結さ れていない状態の物件、何か月分も家賃の支払いができ ていない物件が多数溜まっていたが、9 月にはようやく 滞っていた 1 万件程度の支払いを行った。数か月分をま とめて振込み、かつ複数物件を所有するオーナー等にし てみると、どの物件の支払いがなされたか分からないた め明細書を求める要望が相次いだ。これらの対応に苦慮 した最大の理由は、個別の契約に整理番号をつけ、デー タが整備されていなかったことがあげられる。当時は県 庁内はどの部署も追い立てられるような状況だったが、 庁舎内であの部署にだけは行きたくないと言われるよう な状況の日々が続いた。

#### (c)業務委託

県庁内で本業務対応していた職員は7名しかおらず、対応マニュアルを作成したりコールセンターを設けたりして応援職員や非常勤職員で対応できる部分は任せるようにしたが、個別案件が多く、臨時職員を増やしても業務負担はあまり変わらなかった。このため、平成23年9月頃から業務委託の検討を始め、10月に県の指定金融機関である銀行に支払業務を委託した。

### (d) 再契約業務

2 年間の定期建物賃貸借契約を結んでいるため、居住期間が延長される場合にはその都度再契約をする必要があった。再契約には貸し主の意向確認、次いで入居者の意向確認を行い、双方同意されれば契約を締結する流れとなる。貸し主が不同意の場合には、プレハブの仮設住宅、公営住宅等に空きがなければ、民間賃貸住宅の他の物件に移れるという仕組みを作ったが、他の物件に移る場合の審査や契約業務も膨大な数にのぼるため、決済行為以外は外部に業務委託を行った。

### (2) 仙台市の対応

### (a) 借上げ仮設住宅供与までの業務の流れ

仙台市ではプレハブ仮設住宅、公的賃貸住宅の借上げ 仮設、民間住宅の借上げ仮設の 3 つのタイプについて、 平成 23 年 4 月 11 日~7 月 20 日まで、区分けをして仮設 住宅入居募集を行った。このうち民間の借上げ仮設住宅 については、市のホームページ等で 4 月 25 日から、既に 入居している民間賃貸住宅も応急仮設住宅として認めら れることになったことが周知され、5 月 1 日から自ら住 宅を借り入居していた人に遡及措置を実施し、5 月 13 日 付で宮城県から出された切り替え方式による仮設住宅の 供与を認める通知に基づき、随時入居ということで借上 げ仮設住宅の措置をとるようになった。

### (b) 入居者の所在確認と個別調査

仙台市は当初から民間賃貸住宅の借上げ仮設の割合が 多く、最大時に12,000世帯が入居していた(図2)。

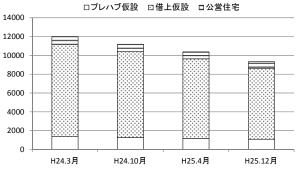


図 2 応急仮設住宅供与戸数(仙台市)

また賃貸住宅のストックが多いため、他市町村からの 入居者が仮設住宅の3分の1を占めている。今後必要と なる生活再建支援のためにも、入居者の所在の確認と個 別情報の把握の必要性を強く感じた市では、平成23年8 月初旬に、市の職員述べ400人が2日間をかけて借上げ 仮設住宅の個別訪問を行った。仮設住宅の申請は市に出 されるため、その情報を活用して戸別訪問を実施したが、 他市町村で受け付け、仙台市内の物件に入っている入居 者の情報は分からず、その情報が県から提供されたのは 平成 24 年 1 月であった。平成 24 年 5 月には、プレハブ 仮設、借上げ仮設、公営住宅入居世帯の一斉調査を実施 した、95%に上る回答を得た。しかし文書だけでは実態 把握が困難であり、平成25年10月から全戸訪問を開始 した。震災から 2 年以上が経過すると、訪問しても被災 者に煙たがられるようになるため、被災者を支援する団 体で持っている情報を極力一元化して共有し、特に問題 のある人を中心に個別訪問を行うこととした。

### (c) 被災者支援システムの構築

平成23年9月に実施した世帯状況調査結果から、被災者の関連情報を一元化するシステムの必要性が明らかとなり平成24年7月にシステム本稼働にこぎつけた。データ入力は全て区役所職員が行っているが、現在約12,000件の情報を管理している。庁内LANで区役所や他部局でも、被災者支援に関わる職員はID登録をして閲覧することができる。ただし、保健や福祉関連の情報は重要な個人情報が含まれるため、「支援をしている」という情報のみで、支援の内容に関わる情報は含まれていない。

### (d)被災者支援対応

戸別訪問で面会したり電話連絡が取れた約 8,500 世帯 のうち、約60%は再建方針や再建時期が決まっており、 特に生活上も何の問題もなく生活していることが明らか となった。一方、日常生活に支援が必要な世帯が 5.7%、 住まいの再建に不安がある世帯が 30.6%、日常生活も住 まいの再建も両方問題を抱えている世帯が 4.2%存在し た。市では、日常生活と住まいの再建の両面で今後何ら かの支援をしていく必要のある約360世帯を重点に支援 するために、区役所ごとに被災者連絡調整会議を立ち上 げ、個別の支援計画を作り、様々な部署と情報共有し、 場合によっては専門機関につなげるなどで対応している 所である。また、住まいの再建に必要な支援は弁護士会、 住宅金融公庫、ファイナンシャルプランナー、司法書士 会、法務局など、多様な分野の相談会を開催してきたが、 被災者個別の状況によって相談が必要となるフェーズが それぞれに異なるので、そのタイミングにあった時に相

談が受けられるように、個別相談会は定期的かつ継続的 に開催するよう努力している。

#### (3) 名取市の対応

# (a) 借上げ仮設住宅供与までの業務の流れ

平成23年4月22日に宮城県が開催した応急仮設住宅 に関する説明会に参加した際には、借上げ仮設住宅は被 害が甚大な県北地区を対象とした話だという印象を受け た。名取市ではプレハブ仮設住宅が次々に完成し、入居 に向けての準備を進めていた時期で、そちらの対応を優 先させていた。その頃マスコミ報道で、自力でアパート を借りていた人も借上げ仮設住宅として認めるという情 報が独り歩きし始めた。被災者が持ち込んだ物件でも認 められたという話しも伝わり、制度の内容が確定しない 状況の中で、窓口には借上げ仮設住宅の問い合わせがど んどん増えるようになってきた。5月13日付の県からの 通知で制度の内容が確定したことを受け、プレハブ仮設 住宅と並行して対応することとしたが、極端な人で不足 に陥り、窓口では仮受付をして、後日郵送で通知を出し 手続きをしてもらうという方法で、なんとかその場をし のいでいた状況だった。









写真 いずれも名取市民が居住する借上げ仮設住宅

### (b) 直面した課題

借上げ仮設住宅の要件が、市町村ごとに異なっていることに対する苦情が寄せられ、何を頼りに判断すれば良いのか分からない状況が続き、職員もみな精神的に参っていた。市として基本方針を決め、それ以外は一切認めないことにしたが、ふたを開けてみると県内でも一番厳しい基準で対応をしていたことになる。しかし後になってみると、10件も20件も不動産屋を駆けずり回ってやっと見つかった物件を持ち込まれた場合、被災者の窮状を察して柔軟に対応していた方が、無用なトラブルも可避でき良かったのではないかと思われる。またプレハブ仮設住宅申し込み者の中に、借上げ仮設住宅を選択する人が出始め、プレハブ仮設住宅の建設戸数を予測することが難しくなった。

#### (4) 船橋市の対応

# (a)借上げ仮設住宅供与までの業務の流れ

福島県からの避難者の受け入れを要請された千葉県では、千葉県内で発生した被災者に対する借上げ仮設住宅供与も抱えていたため、市町村が直轄で実施することとなった。入居者が自ら選んだ物件のみを対象とし、市町

村は県の統一ルールに則って事業を行うこととなった。 契約は、船橋市、住宅所有者(管理会社等含む)、入居者 の三者契約とし、平成23年8月中に準備をし、9月から 申請受付を開始した。

市直轄で行うため、まず行ったのが予算確保であったが、供与数の予測がつかなかったため、概算で予算を組み、家賃と仲介手数料・敷金・共益費を計上した。また市のホームページに本制度をアップし、問い合わせに個別に対応することとなった。平成23年9月に受付を開始し、毎月十数件程度の申請が続き、最大171件の住宅供与を行った。船橋市内の借上げ仮設住宅入居者の大部分は福島出身で占められている。

#### (b) 所在確認と再契約業務

2 年間の定期建物賃貸借契約期間が切れると再契約を締結することになる。再契約にあたり入居者の意向確認を行う際に、入居者と連絡が取れないケースが 2~3 割存在した。通常不動産の契約では、借り主の勤務先や年収、家族構成などの信用情報が求められるが、本制度の契約書ではこれらの情報を記載する必要がなく、さらに借上げ仮設住宅入居者は、職を有する比較的若い単身もしくは核家族世帯か、家族を福島に残し世帯主だけ単身で入居している割合が多く、日中不在であること等が原因として考えられる。日中必ず連絡が取れる連絡先、勤務先の電話番号、緊急連絡先、メールアドレス等の情報を入れておく必要性を後に痛感した。

### (c) 立地条件に伴う特徴

都内に通勤するには船橋は非常に立地条件がよいため、借上げ仮設住宅入居者は若い単身世帯が比較的多く、子供を持つ世帯が家族全員で入居しているケースは数件程度しかない。そのため、高齢者支援や子供支援などの健康・福祉・教育面での支援策の対象者が少ないため、入居者の情報を他の部局と共有する必要性は高くなかった。また千葉県が設定した家賃上限(4人までの世帯で7万円、5人以上で10万円)では、子どもや高齢者を持つ世帯では、限度内で条件に合う物件を見つけることは困難であった。

### 5. まとめにかえて

本調査により明らかとなった東日本大震災時の借上げ仮設住宅制度の利点と発生した問題、ならびに、今後に向けて検討を要する点を以下にまとめる。

#### (1) 本制度の利点

- ・プレハブ仮設住宅に比べ、必要経費が非常に少額であり、入居者が自ら選択した住宅なので、住宅への不満や 苦情の申し出が極めて少なかった。
- ・プレハブ仮設住宅の建設を待たずに住宅に入居できることにより、被災者の生活上の苦労が大幅に軽減された。 とりわけ乳幼児や高齢者など、避難所での生活が困難な世帯にとって、借上げ仮設住宅に入居することで避難所 生活を回避することができるなどの利点が多かった。

### (2) 生じた課題

- ・前例がなく全ての面でノウハウがないままに業務を進めることとなった。このため、住宅借上げの契約業務や支払業務が長期にわたって滞り、入居する被災者、貸主、行政の三者それぞれに混乱が生じ、負担を強いることとなった。
- ・仮設住宅申請時に、通常の不動産契約で求められる信用情報が不要であったために、居住者や世帯構成世の確認、入居後の連絡手段に必要な情報が行政で把握できな

かった。さらに居住場所が点在しているために、所在確認などの実態調査が困難であった。

- ・震災後 1 カ月以上後に借上げ仮設住宅制度の要件が決まったため、当初プレハブ仮設住宅を希望していた被災者の意向が変わり、プレハブ仮設住宅建設戸数の予測が困難となった。
- ・プレハブ仮設住宅と比較し、支援物資の配布やボランティアの支援活動などを受ける機会が殆んどなかった。 この問題により、借上げ仮設住に居住する被災者の中には不公平感を抱く被災者も生じた。
- ・もともと賃貸住宅居住者が、借上げ仮設住宅に居住することにより家賃が無料となることに対し、不公平感を抱く被災者が生じた。

#### (3) 今後に向けて検討を要する点

本制度は、災害救助法に基づく応急仮設住宅供与の一環として実施された。このため法の枠内で対応することの限界が存在することが明らかとなり、またその点を改善するためには、現行の法制度とは異なった仕組みを創設する必要性も指摘される。以下に、これらの点をまとめて記す。

- ・東日本大震災以前と同様に、当初はマッチング方式に よる住宅供与を採用したが、大規模災害時には今回認め られた被災者が自ら探した住宅を申請し、借上げ仮設住 宅として認める方式でなければ対応しきれないことは明 らかであり、当初からその方式による住宅供与方式にす ることが望まれる。
- ・前例がなく、仮設住宅の提供方法や入居要件、さらに 契約締結や家賃等の支払い業務、入居者の情報管理、行 政内部の体制などに関するノウハウが全くない中で本制 度が進められた。混乱を防ぎ、より円滑に住宅供与を実 施するためには、行政・不動産関係団体などがこれらの 諸条件を事前に充分検討し、連携を図りながら準備をし ておくことが求められる。
- ・入居期間が 2 年以上の長期になる場合には、被災者の意識は応急仮設住宅というより家賃補助の意識が強まる。このため、災害救助法に基づく仮設住宅の位置づけから、ある一定以上の期間経過後は、年収などの要件により相応の家賃負担を求めるなど、別の制度を創設して対応する必要がある。
- ・世帯人数や間取りに応じて家賃上限が設定されたが、 上限を上回る費用は自己負担することを認めることにより、被災者の住宅選択の自由度が高まことが期待され、 より迅速に住宅を供与することが可能となる。災害救助 法の枠組みを超え、入居者と貸し主が契約を結び、行政 が審査した上で、限度内の現金もしくはバウチャーによ る家賃補助制度の導入も検討されるべきである。

# 謝辞

本研究は2013年度一般財団法人住総研研究助成「借上げ仮設住宅施策を事例とした被災者の住宅再建に関する研究(研究代表者:重川希志依 常葉大学)」、科学技術振興機構 コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造「借上げ仮設住宅被災者の生活再建支援方策の体系化(研究代表者:立木茂雄 同志社大学)」によるものです。また本研究にあたりご協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。